

事業譲渡に関する基本合意書

信用組合愛知商銀（以下「甲」という）及び信用組合三重商銀（以下「乙」という）は、乙から甲への事業譲渡（以下「本件事業譲渡」という）に関し、以下のとおり基本合意する。

第1条（事業譲渡）

- 1 甲乙は、平成13年8月末までを目処に、本件事業譲渡に関する契約（以下「本契約」という）を締結することを目標として努力することに合意した。
- 2 事業譲渡日については、甲乙協議の上決定する。

第2条（譲受条件）

本契約を締結する場合において、甲が乙から譲り受ける資産、再雇用する人員及び引継店舗等については、甲、乙協議のうえ、これを決定する。その際、貸出金等与信資産の譲り受けについては、善意かつ健全な債務者の保護の趣旨に反しないものとする。

第3条（負債及び付随業務の引受）

- 1 甲は乙の事業譲渡日時点における預金（雑益処理済の睡眠預金を含む）と営業上発生している負債及び付随業務を全て引継ぐ。
- 2 訴訟案件の引継ぎについては、別途協議する。

第4条（資金援助）

甲は、乙の事業を譲り受ける前提として、預金保険機構に対し、預金保険法第59条に基づく資金援助を申し込むこととする。

第5条（調査）

- 1 乙は、本合意書締結後、甲又は甲の指定する第三者が乙に立ち入り、帳簿・書類等を調査することを承認する。
- 2 前項の調査の時期・期間・方法等については、別途甲乙協議の上決定する。
- 3 乙は、前各項に基づく調査につき乙が可能と認める範囲で協力する。

第6条（費用負担）

本合意書に定める事項を実施するために各当事者が要した費用は、各々が負担する。

但し、第5条に定める費用はすべて甲の負担とする。

第7条（守秘義務）

甲は乙から提供される一切の情報及び本件事業譲渡検討の事実については、平成13年5月15日付守秘義務協定書に基づき対応する。

第8条（規定外事項の協議）

本合意書の内容について追加・削除等の変更の必要が生じた場合、又は本合意書に定めのない事項若しくは本合意書の解釈に関して疑義が生じた場合については、本合意書の趣旨並びに信義誠実の原則に従い甲乙協議の上決定する。

以上の合意を証するために本書面を作成し、甲乙が署名又は記名のうえ捺印し、一通を保有する。

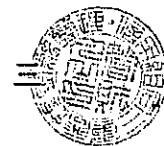
平成13年 7月26日

甲 名古屋市中村区則武1丁目5番1号
信用組合愛知商銀
理事長 権田 桐一



乙 三重県桑名市中央町2丁目56番地
信用組合三重商銀

金融整理管財人 石原 金三



金融整理管財人 岡崎 博

